

# 市の職員数と給与

## 令和元年度帯広市人事行政の運営状況

市職員の数や給与、勤務条件について、公平性や透明性を高めるため、の公表に関する条例」に基づき公表します。

問い合わせ 人事課（市庁舎5階、☎65・4107、65・4108）

### 職員数

行財政改革や業務の見直しを通して、適正な職員数維持に努めています（表1・2）。また、年齢構成の平準化や技術継承のため、計画的な採用と定年退職者の再任用制度※1を活用するほか、今後のさまざまな環境変化に弾力的に対応するため、任期付職員制度※2を活用しています。

### 職員の採用と退職

令和元年度の職員採用者数は67人で正規職員が44人、再任用職員が18人、任期付職員が3人です。正規職員の退職者数は、定年退

表1 部門別職員数

各年度4月1日現在  
単位：人

	人数	人数		増減
		令和元年度	令和2年度	
議会	11	11	0	
総務	178	173	-5	
税務	72	72	0	
労働	2	2	0	
農林水産	41	37	-4	
商工	36	36	0	
土木	145	140	-5	
民生	222	227	5	
衛生	93	91	-2	
教育	204	212	8	
消防	196	194	-2	
水道	54	58	4	
下水道	20	23	3	
その他	68	70	2	
合計	1342	1346	4	

職員数は一般職に属する職員の数です。短時間勤務の再任用職員は入っていません。

表2 級別職員構成

各年度4月1日現在

職務の級	標準的な職務	人数（構成比）	
		令和元年度	令和2年度
1級	係員の職務	215 (16%)	197 (15%)
2級	主任補および専門員の職務	432 (32%)	471 (35%)
3級	主任および主任専門員の職務	225 (17%)	229 (17%)
4級	係長および主査の職務	249 (18%)	237 (17%)
5級	課長補佐の職務	75 (6%)	78 (6%)
6級	課長の職務	89 (7%)	82 (6%)
7級	室長の職務※4	28 (2%)	27 (2%)
8級	部長の職務	29 (2%)	25 (2%)
合計		1342	1346

※4 令和元年度までは企画調整監の職務

職員の給与は、職務の内容と責任に応じた級と号俸からなる給料表に定められています。（表3）

（一）**一般行政職**

ラスパイルズ指数※3

帯広市は令和元年度が100・

### 給与制度

給与制度は、毎年見直しや点検を行っています。

### 平均給料額、平均年齢など

#### （一）一般行政職

職員の給料は、職務の内容と責任に応じた級と号俸からなる給料表に定められています。（表3）

職員の給与は、職務の内容と責任に応じた級と号俸からなる給料表に定められています。（表3）

（二）**自己都合退職**

勤続25年の場合は28・0395月分、勤続35年の場合は39・7575月分。1人当たりの平均支給額は830万円でした。

（三）**扶養手当**

1年の収入総額が130万円未満の扶養親族のある職員に支給します。

国の制度と同様に、配偶者6500円、子1人につき1万円、父母など1人につき6500円支給します。満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5000円加算されます。

（四）**通勤手当**

2キロメートル以上の通勤に自家用車やバスなどを利用している職員に対し、通勤距離や運賃の額に応じて支給します。

（五）**住居手当**

借家の場合のみ家賃額に応じ、最高2万8000円支給します。

（六）**時間外勤務手当**

正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給し

表3 平均給料額、平均年齢など(一般行政職)

各年度4月1日現在

区分	令和元年度	令和2年度
平均給料月額	30万6300円	30万2400円
平均年齢	40.8歳	40.7歳
初任給	大学卒	18万7000円
	高校卒	14万8600円
18万2200円	15万6000円	

表4 期末・勤勉手当

区分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.300月分 (0.725月分)	0.925月分 (0.45月分)
12月期	1.300月分 (0.725月分)	0.975月分 (0.45月分)
合計	2.60月分 (1.45月分)	1.90月分 (0.90月分)
一人当たり平均支給額	普通会計分	140万6164円
	企業会計分	126万274円

( )内は再任用職員の支給割合

※5 役職加算額：給料月額×役職による加算5～20%

表5 職員給与費決算額

区分	普通会計分	企業会計分
職員数 (A)	1204人	73人
給与費	給料	43億3887万円
	職員手当	10億9910万円
	期末・勤勉手当	17億0005万円
	計 (B)	71億3802万円
1人当たりの給与費 (B/A)	592万8585円	525万6164円

職員数は平成31年4月に給料を支給した職員の数（国保、介護、後期高齢者医療、ばんえい会計分を除く）です。

表6 人件費

区分	普通会計分	企業会計分
歳出額 (A)	851億6894万円	145億5165万円
人件費 (B)	107億3837万円	5億1257万円
人件費率 (B/A)	12.6%	3.5%
(参考) 平成30年度人件費率	13.4%	4.1%

（七）**人件費**

人件費には、職員の給与・退職手当・共済費の事業主負担分のほか、市議会議員や審議会などの委員に支払う報酬も含まれています。（表6）

（八）**特別職などの給料・報酬・諸手当**

市長や副市長といった特別職の給料・報酬は、市内の公共的団体の代表者などで構成する帯広市特別職報酬等審議会の報告などをもとに決定しています。（表7）

勤務時間は1日7時間45分、1週間38時間45分です。休暇は年次有給休暇・病欠休暇・特別休暇（産前産後・忌引・夏季休暇など）・介護休暇などがあります。

年次有給休暇は1年に20日与えられ、その年に使用しなかった日数は、20日を限度に翌年に繰り越します。令和元年の職員1人当たりの平均取得日数は10・9日でした。

### 勤務時間と休暇・休業

### サービス・勤務条件・職員研修など

職員の勤務条件は、地方公務員法に基づき、国や他の地方公共団体の職員との間にバランスを失わないよう考慮しながら条例で定められています。また、職員の資質向上のため、計画的に研修を実施しています。

表7 特別職などの給料・報酬・諸手当

	市長	副市長	
給料月額	100万5000円	80万5000円	
期末手当	[6月期] 2.225月分 (給料月額+役職加算額)×期末手当月数	[12月期] 2.275月分 ※役職加算額：給料月額×20%	
寒冷地手当(月額)	[11月～3月に支給] 世帯主で扶養親族がいる場合 2万6380円 世帯主で扶養親族がいない場合 1万4580円		
退職手当(在職月数1月につき)	給料月額×36.96 100	給料月額×30.81 100	
	議長	副議長	議員
報酬月額	58万円	51万円	47万円

休業制度の取得状況は、育児休業が37人、育児短時間勤務が2人、部分休業が25人でした。

### サービス

市民の疑惑や不信を招くことがないよう、職員に対して倫理保持交通安全などについての注意喚起を行っています。

職員が営利企業などに従事することは制限されますが、職務遂行に影響を及ぼさないと判断される場合は、許可を受け従事できます。令和元年度は北海道知事選挙の投票事務など合計で954件を許可しました。

### 人事評価

職員個々の能力を把握して、職員の意欲の増進、組織全体の士気や公務効率の向上を図ることを目的とした人事評価制度を導入しています。

### 職員の育成のための取り組み

地方自治体における、さまざまな課題に適切に対応し、市民から信頼される組織・職員づくりに取り組んでいます。人材育成推進プランの作成により、必要な能力開発、意識の向上に努めています。

令和元年度の研修受講者数は、新規採用職員研修や役職別の基本研修が504人、特別研修が490人、専門研修機関や先進地などへの派遣研修が28人でした。

### 職員の福祉と利益の保護

職員の福利厚生増進の取り組みのうち、共済事業などは北海道都市職員共済組合が、その他の事業の一部は、市から委託を受けた帯広市職員福利厚生会が実施してい

ます。このうち、職員の人間ドック受診と定期健康診断の再検査に係わる事業費の一部を助成しています。また、職員が公務上の災害を被った場合の救済を目的とした公務災害補償制度があります。

令和元年度の災害件数は、公務災害が4件、通勤災害はありませんでした。

### 分限処分と懲戒処分

分限処分は、心身の問題や刑事事件での起訴などにより、職務が十分に果たせない場合に、公務の能率維持を目的として行います。

令和元年度は心身の問題で、17人が分限処分（休職17件）になりました。

懲戒処分は、職員の義務違反に対し、道義的責任を問い、公務遂行の秩序を維持することを目的として行います。

令和元年度は6人が懲戒処分（戒告3件、減給2件、停職1件）になりました。

### 不服申し立て・措置要求

令和元年度は、分限処分や懲戒処分を受けた職員からの不服申し立て、苦情相談、勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

### 職員の退職管理

退職した元職員からの働きかけを規制するとともに、管理または監督の地位にあった元職員（課長補佐職以上）が退職後、営利企業などへ再就職した場合は届け出を受けています。

令和元年度の退職者における再就職の届け出状況は10人でした。なお、届け出状況については市ホームページで公表しています。



# 住民税が改正されます

## 令和3年度の住民税から適用

働き方改革を後押しする観点から、給与所得控除・公的年金等控除の制度が見直されます。詳細は問い合わせください。

問い合わせ 市民税課（市庁舎2階、☎65・4120）

令和3年度以降の住民税について、主に次の点が改正となります。

### 基礎控除の改正

基礎控除は、前年の合計所得金額が2400万円以下の場合、10万円の引き上げとなり、43万円となります。2400万円を超えるると、段階的に控除額が減額となり、2500万円を超えると控除が適用されなくなります。（表1）

### 給与所得控除と公的年金等控除の改正

給与所得控除と公的年金等控除は一律10万円の引き下げとなりますが、基礎控除が10万円引き上げ

すべてのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、

### 未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦（寡夫）控除の見直し

基本的に、非課税限度額や扶養控除の所得の範囲には、影響がないように改正されています。

表1 基礎控除額

合計所得金額	改正前	改正後
2400万円以下	33万円	43万円
2400万円超～2450万円以下		29万円
2450万円超～2500万円以下		15万円
2500万円超		適用なし

表2 改正後の給与所得控除額

給与収入額	給与所得控除額
55万円以下	55万円
55万円超～180万円以下	収入金額×0.4-10万円(最低控除額55万円)
180万円超～360万円以下	62万円+(収入金額-180万円)×0.3
360万円超～660万円以下	116万円+(収入金額-360万円)×0.2
660万円超～850万円以下	176万円+(収入金額-660万円)×0.1
850万円超	195万円

表3 改正後の公的年金等控除額（65歳以上の場合）

公的年金収入額	公的年金等控除額
330万円以下	110万円
330万円超～410万円以下	収入金額×0.25+27.5万円
410万円超～770万円以下	収入金額×0.15+68.5万円
770万円超～1000万円以下	収入金額×0.05+145.5万円
1000万円超	195.5万円

※上記の公的年金等控除額に加え、公的年金以外の所得が1000万円を超える場合は、控除額が変更になります。

表4 ひとり親控除・寡婦控除の対象（合計所得金額が500万円以下の納税義務者に限る）

本人が女性の場合	配偶関係		死別	離別	未婚のひとり親
	有	子	ひ	ひ	ひ
扶養親族	有	子以外	寡	寡	-
	無		寡	-	-
			寡	-	-

本人が男性の場合	配偶関係		死別	離別	未婚のひとり親
	有	子	ひ	ひ	ひ
扶養親族	有	子以外	-	-	-
	無		-	-	-
			-	-	-

『ひ』…ひとり親控除30万円 『寡』…寡婦控除26万円 『-』…対象外

婚姻暦や性別にかかわらず、生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除（控除額30万円）」を適用します。

ひとり親以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額26万円が適用されます。ただし、住民票の続柄に「夫（未婚）」「妻（未婚）」の記載があるものは対象外となります。

これまで、寡婦控除については所得制限がありませんでしたが、合計所得金額500万円以下の所得制限が設定されます。また、ひとり親控除についても、同様の所得制限があります。（表4）